

熊本県学校支援チーム設置運営要項

(目的)

第1条 平成28年熊本地震の経験・教訓を活かして被災地の学校教育の早期復旧を支援するため、県内外において大規模な災害が発生した場合に、防災や災害時の学校運営についての専門的知識と実践的対応能力を備えた教職員で構成する「熊本県学校支援チーム」(以下、「支援チーム」という。)の設置及び派遣等に関し、必要な事項を定める。

(隊員)

第2条 支援チームの構成員(以下、「隊員」という。)は次のとおりとする。

- (1) 隊員は、管理職以外の教職員で、熊本県立教育センター(以下、「教育センター」という。)又は兵庫県教育委員会が実施する研修を修了した者とする。
- (2) 隊員数は、80名を上限とする。その内訳は次のとおりとし、研修の受講状況や隊員の登録状況に応じて調整することとする。

県立中・高等学校教職員	8名
市町村立学校教職員	20名
県立特別支援学校教職員	2名
教育庁・教育センター職員	50名

2 教育長は、前項の者を登録した隊員名簿を整備するものとする。

(活動内容)

第3条 支援チーム及び隊員は次の事項について活動する。

- (1) 大規模災害発生時において、支援チームは、教育長の指示により、次の業務について活動する。
 - ア 学校の被災状況等の情報収集
 - イ 学校再開に向けた体制づくりへの助言
 - ウ 短縮授業等の応急教育計画の作成や給食再開のための計画立案等教育活動の早期再開への助言
 - エ 児童生徒の心のケアに対応する教職員への対処方法等の助言
 - オ 教職員への心のケアに対する助言
 - カ 学校における避難所の開設初期段階での運営に対する助言
- (2) 平時において、隊員は次の事項について活動する。
 - ア 防災教育に関する研修会等の講師
 - イ 各地域の防災主任に対する防災体制強化等への助言
 - ウ 隊員の所属校等における新たな防災教育の推進

(研修)

第4条 教育センターは、指導力及び技術力向上のため、隊員研修を実施する。

2 隊員は、教育センターが実施する隊員研修を、毎年度受講するよう努めるものとする。

(派遣要件)

第5条 教育長は、県内外で大規模災害が発生し、次に掲げる事態が推測される場合、速やかに、支援チームの派遣を決定する。

なお、次の場合のほか、被災地の状況等を踏まえ、教育長が総合的に判断して、支援チームを派遣することができるものとする。

- (1) 震度6弱以上の地震が観測された場合で、甚大な被害が推測される場合。(九州地方知事会情報連絡員発動基準)
- (2) 前号のほか、災害により複数の市町村で学校が避難所となることが推測される場合。

(派遣手続等)

第6条 支援チームの派遣に際し、教育長は、隊員の属する所属長に派遣を要請し、所属長が派遣を認めたものの中から、教育長が過去の派遣実績や研修の受講状況等を総合的に勘案して、派遣する隊員を決定する。

- 2 支援チームは、リーダー1名及び隊員2名程度の構成を基本とし、その活動期間は、1週間を基本とする。
- 3 支援チームは、必要な都度、現地の被災状況や活動内容等について教育長に報告するものとする。
- 4 教育長は、前項の報告やその他の情報を総合的に判断し、後続隊の支援規模や派遣期間等について決定するものとする。
- 5 被災地の学校再開に一定の目途がたったと判断される場合は、教育長は、支援チームの撤収を指示する。

(事務局)

第7条 事務局は、教育政策課に置き、次の各号に関する業務を行う。

- (1) 第2条第2項に定める隊員名簿の管理
 - (2) 順番表を含む、基本的な派遣体制の整備及び見直し
 - (3) 隊員及び隊員の属する所属長等との連絡調整
 - (4) 交通手段の確保や宿の手配等の後方支援
 - (5) 出発式及び報告会等の開催
 - (6) 報告内容のとりまとめ
- 2 隊員の研修に係る業務については、教育センターでこれを行う。

(費用負担)

第8条 支援チームの被災地派遣及び隊員の研修に係る経費については、教育政策課においてこれを負担する。

(雑則)

第9条 この要項に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年5月23日から施行する。